

検討の進め方について

令和元年7月29日

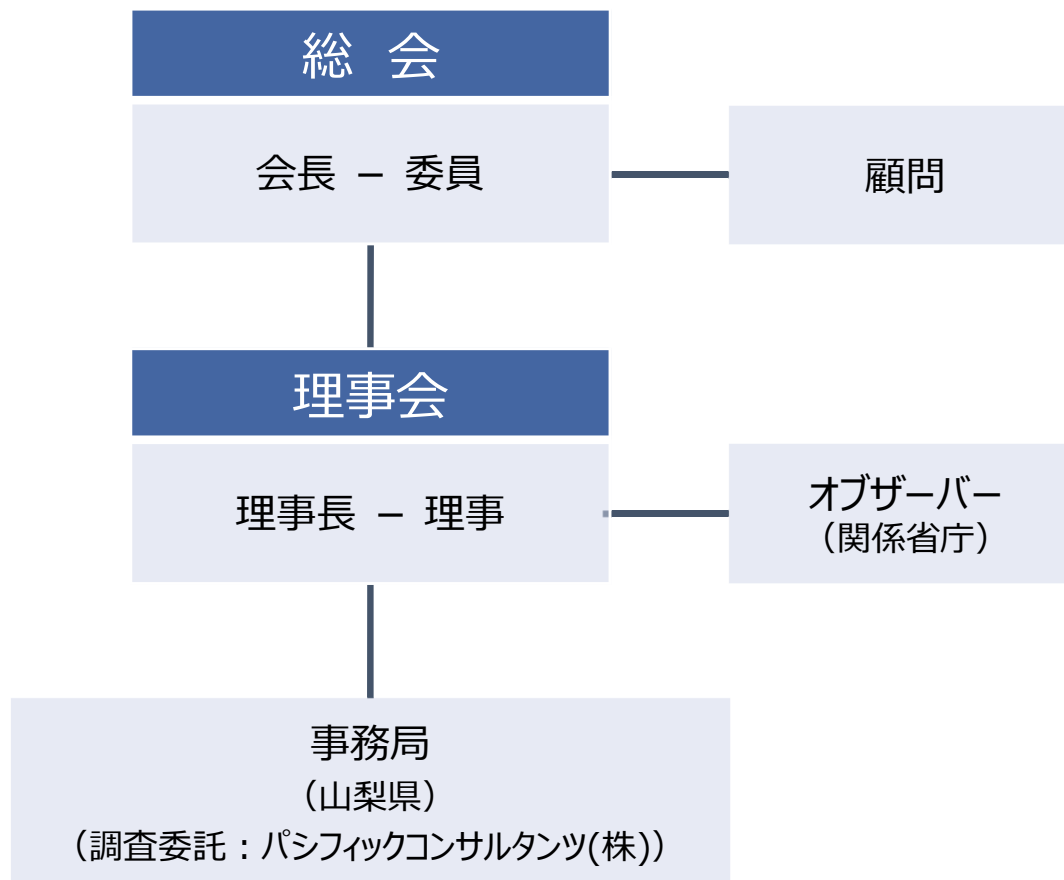
山梨県

検討の経緯と目的

- 日本の象徴であり、日本人の心のふるさととも言える富士山は、2013年（平成25年）世界遺産に登録された。
- これにより、「日本の宝」から「世界の宝」となった富士山の美しさや素晴らしさを、何世代にもわたって継承していくことが、我々の責務となっている。
- そのためには、富士山の普遍的な価値の元となっている自然環境や文化的景観の保全と、利用体験機会を適切に提供するという、相反する命題の調和を図っていくことが重要である。
- そこで、山梨県では、富士山の中でも特に利用者が集中している富士山五合目に至る交通システムのあり方について、環境や景観の保全、来訪者の平準化、防災対策等の観点から、長期的な視点に立って検討することとした。
- 具体的には、富士山の現況や課題を改めて把握・整理するとともに、現在の自動車交通を、鉄軌道などの新しい交通システムに置き換えた場合の効果や影響、技術的・経済的な実現可能性などを検証し、その成果を「富士山登山鉄道構想」としてとりまとめる。

検討の体制

富士山登山鉄道構想検討会



構想の検討

検討内容

- 事業の意義や必要性を明確化するとともに、課題を整理しながら、実現可能性を検討する段階
- 検討結果を「基本構想」としてとりまとめる

今回の議論

構想検討

- 事業の意義、必要性の整理
- 現状及び課題の把握
- 適用システムの検討
- ユネスコへの情報提供
- 実現可能性及び社会経済効果等の検証
- 概算事業費の算定
- 事業性の検討 等

事業化段階（実現可能性が見込まれる場合）



- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------------|
| • 事業化判断のための詳細検討 | • 地質調査・測量 | • 環境影響評価 |
| • 整備主体の決定 | • 詳細設計 | • 世界遺産影響評価 |
| • 運営主体の決定等 | • 事業費積算 | • 自然公園法 |
| | • 関係法令等に係る事前協議等 | • 文化財保護法 |
| | | • 鉄道事業法、軌道法（プロジェクト評価）等 |

調査等の実施方針（案）

[検討の前提条件]

世界遺産富士山の環境や景観を保全し、より適切な状態に近づけていく観点から、検討を進める。

実施方針①

富士山周辺の価値を高める
交通システムの検討

- ✓ 富士山への信仰心や数々の芸術作品の源となっている富士山の荘厳で美しい景観や、「遙拝」～「登拝」などの富士山信仰の形態や歴史的背景等に配慮し、モビリティとしての存在価値等も醸し出すトータルデザインにより、富士山周辺の価値を高める交通システムとして鉄軌道の可能性を中心に検討する。

実施方針②

富士山及び周辺地域への環境負荷抑制・火山防災に資する新たな交通システムの検討

- ✓ 電気等自然環境への負荷が少ない動力源のシステムを検討し、併せて電気や上下水道などライフラインの一体的整備などにより、富士山の環境負荷を抑制するシステム構築の視点を含めて検討する。
- ✓ 火山防災に対して、情報提供手段や、避難誘導の観点から有用性を検討する。

実施方針③

多様な事業スキームによる事業可能性の検討

- ✓ 収入や事業費等の変動による様々なシナリオ分析を行い、どのようなシナリオの場合に、どの程度の収支バランスになるかを検討する。これらシナリオに応じた収益性を踏まえ、民間投資を視野に入れた事業スキームを検討し、事業実現に向けた条件や課題等を把握する。

「構想検討」プロセス（案）

